資料２

経 営 形 態 の 分 類

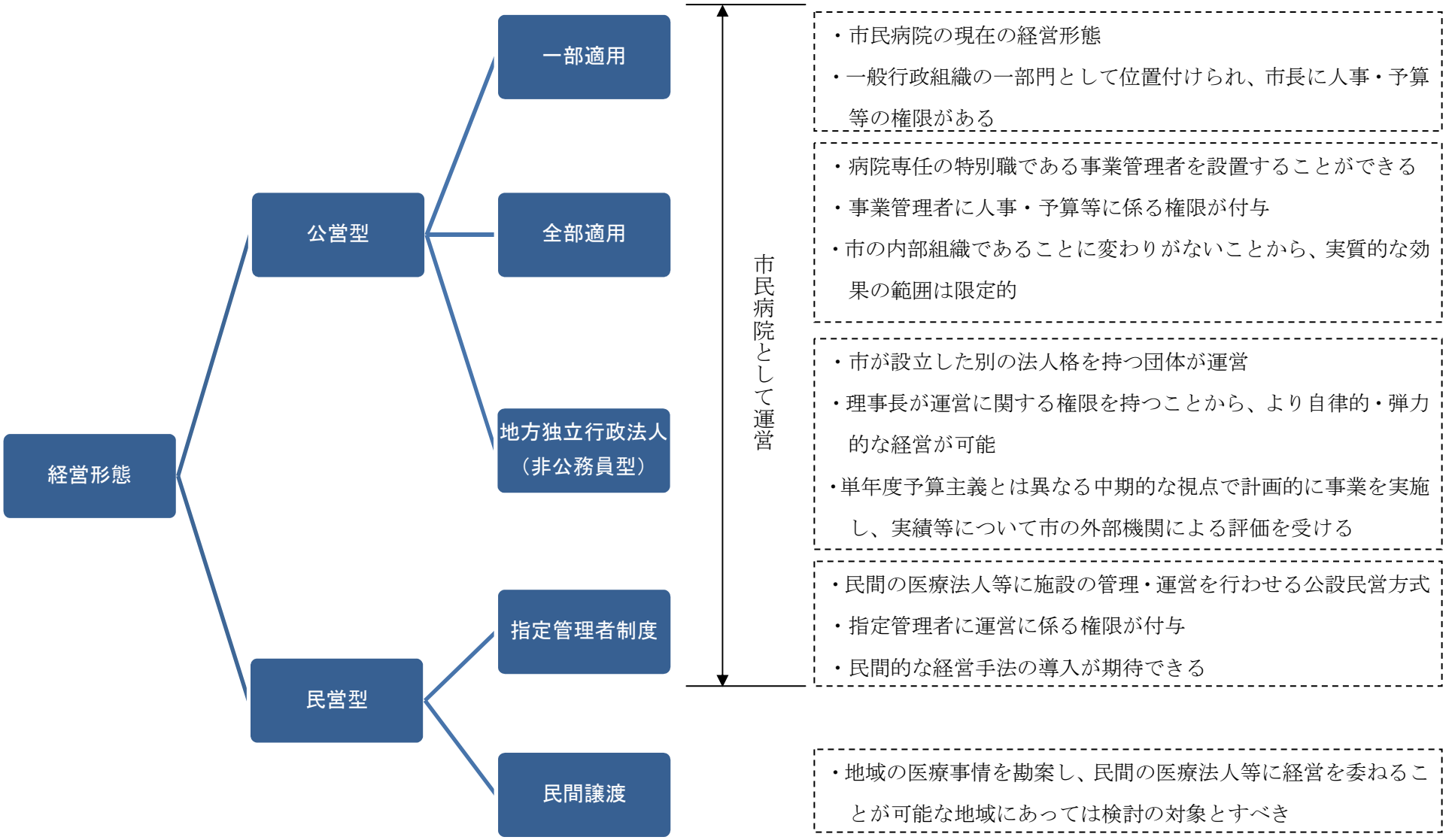
経営形態
公営型
民営型
一部適用
全部適用
地方独立行政法人
（非公務員型）
指定管理者制度
民間譲渡
市民病院として運営
・市民病院の現在の経営形態
・一般行政組織の一部門として位置付けられ、市長に人事・予算等の権限がある
・病院専任の特別職である事業管理者を設置することができる
・事業管理者に人事・予算等に係る権限が付与
・市の内部組織であることに変わりがないことから、実質的な効果の範囲は限定的
・市が設立した別の法人格を持つ団体が運営
・理事長が運営に関する権限を持つことから、より自律的・弾力的な経営が可能
・単年度予算主義とは異なる中期的な視点で計画的に事業を実施し、実績等について市の外部機関による評価を受ける
・民間の医療法人等に施設の管理・運営を行わせる公設民営方式
・指定管理者に運営に係る権限が付与
・民間的な経営手法の導入が期待できる
・地域の医療事情を勘案し、民間の医療法人等に経営を委ねることが可能な地域にあっては検討の対象とすべき